

令和8年度 県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業 (海外展示商談会出展支援等) 委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、令和8年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
（海外展示商談会出展支援等）の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託事業名

令和8年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
（海外展示商談会出展支援等）

（2）委託事業の内容

別紙「令和8年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業（海外展示商談会出展支援等）委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、この契約締結後、速やかに事業実施計画書（様式第1号）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料等）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として、

金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、委託事業が終了し、委託料の額が確定した後に乙の適正な支払い請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、委託料の90%以内の額を概算払することができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15条）第138条第2項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

（実績報告等）

第7条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業終了の日から起算して14日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに委託事業の実績報告書（様式第3号）を

甲に提出しなければならない。この場合において、前条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

※R8.4.1 財務規則改正に伴い変更の可能性あり

（検査及び委託料の額の確定）

第8条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金等の返還）

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（再委託の制限）

第10条 乙は、委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第12条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第13条 乙が委託事業により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

（帳簿等）

第14条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

（実地調査等）

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託事業の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（改善の指示等）

第16条 甲は、委託事業の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（委託事業の中止等）

第17条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったと

きは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の変更又は解除を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約の解除又は変更があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(経費区分の変更等)

第18条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を委託金額配分変更申請書(様式第4号)により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画書に記載された費目の区分の金額の20%以内の増減の場合は、この限りでない。

(事情変更による解除)

第19条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(契約違反による解除等)

第20条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除し、又は変更することができる。

- 2 前項の規定により契約の解除又は変更があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(協議)

第21条 この契約に定めるもののほか、委託事業の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記載された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

委託事業の実施の過程で得た個人情報は、その者に係る事業が完結した年度から10年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を実施するために収集、作成した個人情報は、委託事業を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事業を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和8年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
（海外展示商談会出展支援等）に係る事業実施計画について

このことについて、令和8年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業（海外展示商談会出展支援等）委託契約書第2条第3項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

- 1 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1
- 2 収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

別紙 1

事業実施計画書

1 海外展示会出展支援

(1) シンガポールでの展示商談会

(2) 米国での展示商談会

(3) 出展支援企業の募集、選定

(4) その他

2 いばらきグローバルビジネス推進協議会事業との連携

3 事業目標

商談実施件数	商談成約件数	商談成約金額

実施スケジュール

収 支 予 算 書

1 収 入

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
委託料		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
人件費		
報償費		
旅費		
事務費		
使用料及び賃借料		
委託費		
一般管理費		
消費税		
合 計		

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和8年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
（海外展示商談会出展支援等）に係る概算払請求書

このことについて、令和8年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業（海外展示商談会出展支援等）委託契約書第5条第3項の規定に基づき概算払を下記のとおり請求します。

記

1 概算払を要する理由

2 契約額 円

3 概算払請求額 円

4 残額 円

5 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	1 普通 2 当座 3 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和 8 年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
（海外展示商談会出展支援等）に係る業務実績報告について

令和 年 月 日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和 8 年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業（海外展示商談会出展支援等）委託契約書第 7 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------|------|
| 1 委託料 | 円 |
| 2 概算払済額 | 円 |
| 3 残額 | 円 |
| 4 事業の実績 | |
| (1) 実績報告書 | 別紙 1 |
| (2) 収支決算書 | 別紙 2 |

実績報告書

1 海外展示会出展支援

(1) シンガポールでの展示商談会

(2) 米国での展示商談会

(3) 出展支援企業の募集、選定

(4) その他

2 いばらきグローバルビジネス推進協議会事業との連携

3 事業目標

商談実施件数	商談成約件数	商談成約金額

実施スケジュール

収 支 決 算 書

1 収 入

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
委託料		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
人件費		
報償費		
旅費		
事務費		
使用料及び賃借料		
委託費		
一般管理費		
消費税		
合 計		

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

所在地
団体名
代表者名

令和8年度県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
（海外展示商談会出展支援等）に係る委託金額配分変更申請書

令和 年 月 日付けで締結した標記の委託契約について、委託費の配分を下記の通り
変更したいので、承認されるよう申請します。

記

(単位：円)

経費区分	当初 委託金額	変更承認済 増減額	委託 現 額	今回変更承認申請 増減額	改委託 現 額	備 考

※備考欄：変動率 $\text{今回変更承認申請増減額} \div \text{委託現額}$

(変更理由)